

2026 年 10 月 22 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂 達典
(コード番号: 3624 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 横谷 玲音
(TEL 03-5354-3351)

親会社である株式会社コンヴァノとの間の
ロックアップ（譲渡制限）の解除に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 22 日開催の取締役会において、当社の親会社である株式会社コンヴァノ（以下「コンヴァノ社」といいます。）との間で締結した第三者割当株式引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）第 7 条第 1 項に定める当社普通株式 45,000,000 株（以下「対象株式」といいます。）に係る譲渡制限（ロックアップ。以下「本ロックアップ」といいます。）について、親子上場に伴う課題への対応に関するコンヴァノ社との協議の結果として、その全部を合意により解除すること（以下「本解除」といいます。）を決議し、同日付でコンヴァノ社との間で書面により合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 解除の理由

(1) 本ロックアップの目的が達成され又は所期の役割を果たしたこと

本ロックアップは、2026 年 5 月 29 日付「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」（以下「2026 年 5 月 29 日付開示」といいます。）に記載の第三者割当による新株式の発行（2026 年 7 月 2 日払込完了。以下「前回第三者割当増資」といいます。）に際し、払込期日から起算して 6 か月間、当社の書面による事前の同意なく対象株式の売却、担保設定、貸付けその他一切の処分を行わないことを内容として設定したものであります。本ロックアップは、前回第三者割当増資に際し、当社が東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち時価総額に係る基準（上場から 10 年を経過した後の事業年度の末日において時価総額 40 億円以上）に適合していない状況にあり、改善期間の満了日である 2026 年 9 月末日を基準日とする判定において同基準への適合を実現できなければ当社株式が上場廃止となるおそれに直面していたことを踏まえ、増資直後の需給の安定を図り、同判定における基準への適合を確実なものとする（以下「第一の目的」といいます。）とともに、2026 年 5 月 29 日付開示に記載のとおり、前回第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響を抑制し、既存株主の皆様の利益保護を図ること（以下「第二の目的」といいます。）を目的として、当社がコンヴァノ社に対して要請し、設定したものであります。当社は、本ロックアップの設定に当たり、コンヴァノ社による対象株式の保有を 6 か月間にわたり絶対的に固定し、又は親会社の高い持株比率を契約上維持することを意図したものではありません。本ロックアップは、その期間中、対象株式の処分を原則として禁止するものでありますが、当社の書面による事前の同意により処分を認め得る仕組みとされ、2026 年 5 月 29 日付の有価証券届

出書においても、当社が事前の同意を付与し得る場合として、(ア)コンヴァノ社が組織再編行為の当事者となり対象株式が法的に処分される必要が生じた場合、(イ)当社のグループ再編戦略の遂行上対象株式の一部の処分が合理的に必要となった場合（当社が他の戦略的投資家との資本提携を新たに行う場合の議決権比率の調整等）及び(ウ)コンヴァノ社の組織再編・倒産手続等の例外的な状況下において当社が事前の同意を合理的と判断する場合を例示するとともに、当該同意を付与するに際しては当社取締役会において事前に審議及び承認の上で速やかに適時開示を行う方針であることを記載していたことに照らし、当社は、本ロックアップを、コンヴァノ社による対象株式の保有を固定すること自体を目的とするものではなく、上記の二つの目的を達成するための手段として設定したものと位置付けております。

本ロックアップの期間（払込期日から起算して6か月間）は、上場会社の第三者割当において一般的に用いられる6か月という期間が、上記の判定の基準日（2026年9月末日）を余裕をもって含み、かつ増資直後の需給の安定を図るために十分であることを確認した上で、これをそのまま採用したものであり、当社の個別の事情に基づいて日数を算定したものではなく、その満了そのものに独自の意義を与えたものでもありません。

当社株式は、2026年9月末日を基準日とする判定において時価総額に係る基準に適合したことが2026年10月1日付「上場維持基準への適合に関するお知らせ」のとおり確認されており、第一の目的は達成されております。同判定は、2026年9月30日以前3か月間の日々の最終価格の平均値に同日時点の上場株式数を乗じて行われるものであり（当該判定における当該平均値は79.50円、同日時点の上場株式数は65,313,200株であります。）、本ロックアップが同日まで維持されたことにより、本ロックアップは、第一の目的との関係で求められる役割を完全に果たしております。

第二の目的は、増資直後に、コンヴァノ社が有利な発行価額（1株につき20円）で取得した多数の株式を短期間のうちに市場で売却することにより生じる需給の悪化及び株価の下落から既存株主の皆様を保護することにあります（2026年5月29日付開示にいう「短期的な市場売却」は、コンヴァノ社が有利な発行価額で取得した対象株式を、その取得後、増資に伴う需給が安定するまでの間に市場で売却することを指すものであります。）。本解除の時点において、前回第三者割当増資の払込期日から3か月以上が経過しており、払込完了後の当社株式の株価が、2026年9月30日以前3か月間の日々の最終価格の平均値で79.50円と発行価額を大幅に上回る水準で推移しており、前回第三者割当増資による希薄化は市場において既に織り込まれているものと考えられることにも照らし、増資直後の需給の不安定な時期は既に経過していることから、第二の目的についても所期の役割を果たしたものと考えております。また、本ロックアップの残存期間は2か月余り（2027年1月上旬まで）にとどまり、これを存続させることにより追加的に得られる保護は、当該残存期間中におけるコンヴァノ社による対象株式の売却を防ぐことに限られますが、当社は、当該残存期間中にコンヴァノ社による対象株式の売却が既存株主の皆様の利益を害する態様で行われるおそれは、本ロックアップの有無にかかわらず、次の各事情により実質的に抑制されていると考えております。すなわち、①コンヴァノ社は、下記（2）に記載のとおり、当社の親会社として対象株式を中長期的に保有する方針を維持しており、同社の方針は対象株式の全部又は大部分の売却と両立するものではなく、仮に同社が当社の議決権の過半数を保有し続けるとすれば、処分し得る対象株式は最大でも約12百万株（当社の総議決権数に対する割合にして約19%）にとどまり、かつ、同社による当社株式の保有割合の変動は大量保有報告書に係る変更報告書により公衆の縦覧に供されるほか、同社が払込期日から2年以内に対象株式の全部又は一部を処分した場合の当社への報告義務は本解除後も存続し、処分の内容は公衆の縦覧に供されることから（下記「3. 今後の見通し」参照）、同社が当該方針に反する処分を行った場合にはその事実が直ちに明らかとなり、当該方針の遵守は市場において検証可能な状態に置かれていること、②コンヴァノ社は、当社の親会社として当社の重要事

実を知り得る立場にあり、金融商品取引法上のインサイダー取引規制により、重要事実の公表前に対象株式を売却することはできないこと、及び③当社株式の市場における流動性が限定的である中で短期間に多数の対象株式を市場で売却することは、コンヴァノ社自身が保有を継続する当社株式の価値を毀損するものであり、同社の経済的利益にも反することです。

以上のとおり、本ロックアップの二つの目的はいずれも達成され又は所期の役割を果たしており、残存期間について本ロックアップを存続させることにより得られる既存株主の皆様の保護は限定的である一方、下記（２）及び（４）に記載のとおり、本ロックアップの存続は、流通株式比率の改善、当社株式の流動性の確保及び将来の資金調達に向けた環境整備という、少数株主の皆様の利益に資する選択肢を実質的に制約する要因となっております。これらを踏まえ、当社は、本ロックアップを維持する理由はなくなったものと判断いたしました。

（２）親子上場に伴う課題への対応に関する協議の結果であること

当社は、前回第三者割当増資によりコンヴァノ社を親会社かつ支配株主とする従属上場会社となり、同社が当社の議決権の 68.91%を保有する結果、当社株式の流通株式比率は上場維持基準（流通株式比率 25%以上）に近接する水準にとどまり、市場における流動性も限定的な状況にあります。当社は、親会社による高い持株比率が固定化することは、少数株主の皆様の利益保護、当社の経営の独立性及び当社株式の市場流動性の観点から、東京証券取引所が従属上場会社に求める少数株主保護の趣旨に照らして望ましい状態ではないと認識しており、2026 年 7 月 2 日開催の臨時株主総会後の新たな役員体制の下で、親子上場に伴うこれらの課題への対応について、流通株式比率の改善に向けた株式の処分の在り方、その他の様々な手法を検討してまいりました。

当社は、これらの検討結果を踏まえてコンヴァノ社と協議を重ね、その中で、第一の目的及び第二の目的のために設定した本ロックアップが、これらの目的が達成され又は所期の役割を果たした後もなお存続することにより、結果としてコンヴァノ社による対象株式の処分を、当社の個別の同意がない限り、その方法、数量及び相手方を問わず禁止し、流通株式比率の改善及び親会社の持株比率の低下に向けた選択肢を実質的に制約する要因となっていることを確認いたしました。すなわち、本ロックアップの下では、上記（１）に記載のとおり 2026 年 5 月 29 日付の有価証券届出書において当社が事前の同意を付与し得る場合として例示した場合（組織再編行為、当社のグループ再編戦略の遂行又はコンヴァノ社の例外的な状況）を含め、いかなる処分も、当社が処分の内容を個別に確認した上で書面により事前に同意しない限り行うことができません。当該例示は、処分の必要を生じさせる個別の事由を想定したものであり、流通株式比率の改善又は当社株式の流動性の確保それ自体を目的とする処分は当該例示には含まれておりませんが、当該例示は当社が同意を付与し得る場合を限定するものではなく、当社は、本ロックアップの下においても、当社取締役会における事前の審議及び承認並びに適時開示を経て、流通株式比率の改善を目的とする個別の処分に同意することが可能であります。また、流通株式比率の改善及び親会社の持株比率の低下は、親会社が保有株式の一部を市場内外の方法（立会外分売、第三者への相対譲渡等）により処分すること、又は当社が支配株主以外の者に対して新株を発行することによって実現し得るものでありますが、後者は当社の資金調達の機会及び条件に依存するものであり、本ロックアップは、前者の全てを当社の個別の同意に係らしめることにより、当社の資金調達の機会及び条件に依存しない方法による改善を実質的に制約しております。市場環境に応じて行われる流通株式比率の改善のための処分について、本ロックアップを存続させたまま当社が個別に同意することが適切でない理由は、下記（エ）に記載のとおりであります。当社は、当初の目的が達成され又は所期の役割を果たした後も本ロックアップを存続させることは、本来意図していなかった株式の固定化を当社自らが招く結果となり、少数株主の皆様の利益に反するものと考えております。

当社は、本解除に代わる選択肢として、(ア)本ロックアップの期間満了を待つこと、(イ)処分の方法を限定した上で本ロックアップを一部のみ解除すること（市場における売却を引き続き禁止し、相対取引による譲渡のみを認める方法等）、(ウ)処分し得る数量に上限を設けた上で本ロックアップを一部のみ解除すること、及び(エ)本ロックアップを存続させた上で、2026年5月29日付の有価証券届出書に記載した同意の枠組みに従い、当社が処分の都度個別に同意することについても検討いたしました。しかしながら、(ア)については下記(4)に記載のとおり合理的な選択ではなく、(イ)ないし(エ)については、いずれも本ロックアップの残存期間である2か月余りに限って本解除との差異を生じるものであり、当該期間中の処分が既存株主の皆様の利益を害する態様で行われるおそれは上記(1)に記載の各事情により既に抑制されていることから、これらにより追加的に得られる保護は限定的である一方、(イ)については、流通株式比率の改善及び当社株式の流動性の補完は、立会外分売その他の取引所における取引を通じて対象株式を広く投資者に分散させることにより最も直接的に実現されるものであり、相対取引による譲渡のみを認めた場合には、譲受人が当社の主要株主となるとときにはその保有する株式が流通株式に該当しないことなどから、目的の達成が妨げられること、(ウ)については、将来の資金調達の規模及び条件が未確定である現時点において、流通株式比率の改善に必要な数量を合理的に定めることができず、仮に上限を定めた場合にはその変更の都度、支配株主との取引等として下記2.に記載の指針に基づく手続を要する一方、コンヴァノ社の方針及び報告義務に照らし、上限を契約上定めることによる追加的な保護は限定的であること、並びに(エ)については、当該同意の枠組みは、組織再編行為等の処分の必要を生じさせる個別の事由を想定し、当該事由が生じた都度の審議・承認及び開示を予定したものであるのに対し、流通株式比率の改善のための処分は、市場環境に応じて時期及び数量を判断しながら反復的に行われ得るものであり、これについてその都度当社の同意を要するものとすれば、子会社である当社が親会社による処分の時期及び数量の是非を反復して判断することとなり、支配株主との利益相反の場面を反復して生じさせ、その都度当該指針に基づく手続を要するほか、当社が個別に判断しない限り処分がなし得ないという株式の固定化の状態が存続することから、当社は、包括的な解除について当該指針に基づく手続を一度履践した上で、残存期間中の処分をコンヴァノ社の方針、法令上の制約及び報告義務による透明性の確保の下に置くことが最も適切であると判断いたしました。また、本ロックアップが禁止する処分のうち担保設定及び貸付けについては、対象株式の売却等と同様の効果を生じ得るものとして売却等と一体的に制限していたものであり、売却等を認める一方でこれらのみを引き続き制限する実益は乏しく、貸株は当社株式の市場における流動性の補完に資する面もあり、担保権の実行により対象株式が処分される場合についても大量保有報告書に係る変更報告書による透明性は同様に確保されることから、当社は、担保設定及び貸付けを含めて本ロックアップの全部を解除することが、本解除の目的を達成するために必要かつ相当な範囲を超えるものではないと判断いたしました。当該協議の結果、当社及びコンヴァノ社は、少数株主の皆様の利益及び当社株式の流動性の観点から、本ロックアップを早期に解除することが適切であるとの結論に至り、その全部を合意により解除することといたしました。

なお、コンヴァノ社は、2026年5月29日付開示に記載のとおり、前回第三者割当増資により取得した当社株式を中長期的に保有する方針を表明しておりました。2026年5月29日付開示の時点においても、前回第三者割当増資により当社株式の流通株式比率が上場維持基準に近接する水準となることは想定されておりましたが、当該時点においては、2026年9月末日を基準日とする時価総額基準への適合が当社にとって最優先の課題であり、流通株式比率の改善は、同基準への適合を確実なものとした後に取り組むべき課題と位置付けておりました。当社は、コンヴァノ社から、当社の親会社として当社の企業価値の中長期的な向上に取り組むため対象株式を中長期的に保有するという方針を前提としつつも、本解除後は、当社株式の市場における流動性及び流通株式比率の状況に鑑

み、市場への影響に配慮しながら、必要に応じて対象株式の一部の売却を検討する方針である旨の説明を受けております。かかる方針は、中長期的に保有するという同社の方針を変更するものではなく、同社が当社の親会社として、上記の親子上場に伴う課題への対応に協力する趣旨のものであると当社は理解しております。

(3) 2026年5月29日付開示における説明との整合性

当社は、2026年5月29日付開示において、コンヴァノ社が対象株式につき払込期日から起算して6か月間のロックアップを受諾するとともに中長期的に保有する方針である旨を書面により表明していることをもって、前回第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響が抑制され、既存株主の皆様の利益保護が図られる旨を説明しております。本解除は、当該期間の満了を待たずに本ロックアップを解除するものでありますが、当社は、次の理由により、本解除は当該説明と実質的に整合しており、当該説明を前提とされた既存株主の皆様の利益を害するものではないと考えております。

第一に、当該説明は、本ロックアップが果たす機能及びその目的を説明したものであり、6か月という期間は、上記(1)に記載のとおり、目的を達成するための手段として設定したものであります。当該説明において既存株主の皆様にお示しした利益、すなわち増資直後の短期的な市場売却からの保護は、上記(1)に記載のとおり既に実現しており、本解除によって失われるものではありません。

第二に、本ロックアップが当社の書面による事前の同意により処分を認め得る仕組みであること、当社のグループ再編戦略の遂行上合理的に必要となった場合に対象株式の一部の処分に同意し得ること、及び当該同意が当社取締役会における事前の審議及び承認並びに適時開示を経て行われることは、上記(1)に記載のとおり、当該説明と同時に開示しておりました。本解除は、当社が本ロックアップの対象となる処分に包括的に同意することと実質的に同じ効果を有するものでありますが、下記「2. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、独立社外取締役を含む取締役会における審議、コンヴァノ社からの独立性を有する者の意見の入手及び本お知らせによる開示を経て行うものであり、既存株主の皆様が開示していた手続の枠組み（当社取締役会における事前の審議及び承認並びに適時開示）の中で、より慎重な手続を履践して行うものであります。

第三に、本解除は、2026年5月29日付開示の時点における当社の判断を事後的に翻すものではありません。上記(2)に記載のとおり、同時点においても、前回第三者割当増資により当社株式の流通株式比率が上場維持基準に近接する水準となることは想定しておりましたが、同時点における最優先の課題は2026年9月末日を基準日とする時価総額基準への適合であり、流通株式比率の改善は、同基準への適合を確実なものとした後に取り組むべき課題と位置付けておりました。同基準への適合が2026年10月1日に確認されたことを受けて、当初から後続の課題と位置付けていた流通株式比率の改善に着手し、その障害となる本ロックアップを解除することは、当初の順序に従った対応であり、これに下記(4)に記載の事情の変化が加わったものであります。

第四に、コンヴァノ社が対象株式を中長期的に保有する方針は、本解除後も維持されます。本解除により既存株主の皆様が被り得る不利益は、本来本ロックアップの期間満了後（2027年1月上旬以降）に可能となる対象株式の一部の処分が2か月余り早く可能となることに尽きます。そして、当該処分は、流通株式比率の改善及び当社株式の流動性の補完を通じて少数株主の皆様の利益に資する目的で行われるものであり、当該期間中の処分が既存株主の皆様の利益を害する態様で行われるおそれは、上記(1)に記載の各事情により抑制されております。したがって、本解除は、既存株主の皆様に対して、本ロックアップの期間満了後には生じない新たな不利益をもたらすものではありません。

第五に、当社は、本お知らせにより、本解除の理由、コンヴァノ社の保有方針及び下記２．に記載の意見の内容を本解除と同時に開示しており、既存株主の皆様は、本ロックアップの解除及びその理由を直ちに知ることができます。

(4) 将来の資金調達に向けた環境整備として必要であること

当社を取り巻く状況は、2026年5月29日付開示の時点から大きく変化しております。当社グループは、営業損失が継続し、2026年9月17日付「連結子会社の解散及び特別清算の方針決定、債権の取立不能のおそれ並びに事業の当社への引継ぎに関するお知らせ」に記載のとおり当社の完全子会社であるアクセルメディカ株式会社の解散及び特別清算の方針を決定したことにより、ヘルスケア領域における成長戦略が重大な停滞を余儀なくされる極めて深刻な経営状況にあります。特に、当社グループの売上高の拡大を牽引してきたトレカ事業においては、トレーディングカード相場の下落を受けて客単価が大幅に低下し、2026年7月の月次売上高は同年6月と比較して約30百万円減少いたしました。この減少傾向は同年8月においても回復に至らず、その後も低迷が続いており、同事業の収益性が回復する見通しは立っておりません。

加えて、当社グループのトレカ事業においては、当社の完全子会社である株式会社 crafty が運営する EC オリパサービス（トレーディングカードを独自に詰め合わせたオリジナルパック（以下「オリパ」といいます。）をインターネットを通じて販売するサービスをいいます。）「アイリストレカ」を通じたオリパの販売が、同事業の売上高の重要な部分を占めております。オリパの販売については、2026年9月17日に、オリパの販売サイトを運営する5社に対し、購入者が、レアカードの排出確率及び還元率を実際よりも高く表示した誇大広告により損害を被ったとして損害賠償を求める訴訟を提起した旨が公表されるなど、その表示及び取引の仕組みに対する社会的な関心が急速に高まっております。

当社及び当社子会社は当該訴訟の当事者ではないものの、当該提訴の公表以降、当社グループに対しても法律事務所等からの問い合わせが相次いで多数寄せられており、その対応のため、当社の管理部門の人的資源はひっ迫しております。

かかる社会的な情勢の変化を踏まえますと、今後、行政処分、法令又は業界における自主規制の強化等を通じて、オリパの販売に対する規制が強化される可能性が高まっております。当社は、当社グループにおけるオリパの販売について、関係法令を遵守して適切に運営しており、違法性はないものと認識しておりますが、今後の規制の動向、購入者からの請求その他の状況によっては、オリパの購入者に対する返金等の対応を要することとなる可能性があり、当該対応を要することとなった場合には相応の資金の支出が見込まれることから、当社グループにとって、運転資金を確保する必要性は一層高まっております。

このように、当社グループは、本日付「親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ」に記載のとおり、同契約の解除により、今後の運転資金を自らの資金調達により確保する必要があり、今後の資金調達については、借入れではなく返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針の下、具体的な方法を検討してまいります。もっとも、具体的な資金調達の方法、時期及び規模については、現時点において何ら決定した事実はありません。当社は、将来エクイティによる資金調達を行う場合には、当社株式の市場における流動性が確保され、投資者が当社株式を売買し得る環境が整っていることが、その手法及び条件の選択肢を広げ、既存株主の皆様の希薄化の負担に配慮した手法を選択するための前提になるものと考えております。当社株式の市場における流動性が限定的な状態のままでは、当社株式を取得した投資者が市場で売却する機会も限られることから、エクイティによる資金調達の手法及び条件の選択肢が狭まり、既存株主の皆様の希薄化の負担に配慮した手法を選択することが困難となるおそれがありま

す。本解除により、コンヴァノ社が対象株式を処分することが可能となり、売却又は譲渡による流通株式比率の改善及び貸株等による市場流動性の補完が期待されることから、本解除は、当社株式の流動性の向上及び将来の資金調達に向けた環境整備、ひいては既存株主の皆様の希薄化の負担に配慮した資金調達手法の選択肢の確保に資するものと考えております。他方で、処分の可否が当社の個別の同意に係る状態においても、コンヴァノ社が、当社の同意を得ることを条件として、立会外分売等に向けた証券会社との事前の調整等の準備を進めること自体が妨げられるものではありません。しかしながら、その場合であっても、実際の処分は、当社が処分の時期及び数量を特定した個別の同意を付与するまで行うことができず、上記（2）に記載のとおり、その都度、子会社である当社が親会社による処分の是非を判断するという利益相反の場面を生じさせ、下記2．に記載の指針に基づく手続を要することとなります。また、当社としても、将来の資金調達の検討に当たり、自らの個別の同意を留保したまま、支配株主の持株比率が低下し得ることを前提とすることは適切ではありません。上記（1）に記載のとおり、本ロックアップは二つの目的を達成し又は所期の役割を果たしており、残存期間について本ロックアップを存続させることにより追加的に得られる既存株主の皆様の保護が限定的である一方で、当社を取り巻く状況が大きく変化し、流通株式比率の改善及び当社株式の流動性の確保に向けた環境整備の必要性が高まっていることを踏まえ、当社は、限定的な保護のために、これらの環境整備の実現を本ロックアップの期間満了まで2か月余りにわたり遅らせることは、合理的な選択ではないと判断いたしました。

2. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

コンヴァノ社は、当社の議決権の68.91%を保有する親会社であり、当社の支配株主に該当いたします。したがって、本解除は、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2026年10月22日に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」（以下「本指針」といいます。）として、支配株主との取引等を行う場合には、その必要性及び取引条件の妥当性について、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議の上決定するとともに、当該支配株主からの独立性を有する者から少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手する旨を定めております。当社は、本解除について、本指針に従い、下記（2）及び（3）に記載する各手続を実施しており、本解除は本指針に適合しているものと判断しております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本解除は、上記1．に記載のとおり、親子上場に伴う課題への対応として当社が検討し、当社からコンヴァノ社に対して申し入れたものであり、コンヴァノ社から要請を受けたものではなく、また、コンヴァノ社の当社に対する支援方針の変更によるものでもありません。本解除の検討に当たっては、当社の業務執行者から、独立社外取締役である弓削田浩主氏に対し、本解除の目的、経緯及び条件並びにコンヴァノ社の保有方針について説明を行うとともに、本解除に代わる選択肢に関する当社の検討結果を提供し、同氏の検討に必要な情報を提供しております。

また、当社は、本解除の決議に当たり、利益相反を回避する観点から、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役1名（位高力氏）を本解除に係る審議及び決議に参加させておりません（同氏は、本解除に向けたコンヴァノ社との交渉にも従事しておりません。）。本解除は、当該取締役を除く出席取締役（監査等委員である独立社外取締役5名全員を含みます。）の賛成多数により決議されております。さらに、当社は、下記（3）に記載のとおり、コンヴァノ社と利害関係を有しない者から、本解除が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手しております。

また、当社の取締役のうち、坂達典氏、横谷玲音氏及び斎藤有美氏の3名（以下「3氏」といいます。）

は、コンヴァノ社の使用人の地位を兼務しておりますが、当社は、3氏について、本解除に係る取締役会の決議に関し会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役には該当しないものと整理し（以下「本整理」といいます。）、3氏を本解除に係る審議及び決議に参加させております。同項の趣旨は、決議の対象について会社の利益と衝突する利害関係を有する取締役を議決から排除し、取締役会の決議の公正を確保することにある一方、同項の適用は、取締役から議決権を奪い、定足数及び決議要件の算定の基礎を変動させるものであることから、当社は、その該当性は、当該取締役が自ら取引の当事者若しくは受益者となるか、取引の相手方を代表し若しくは代理するか、又は相手方の意思決定機関の構成員として当該取引を相手方の利益のために決定すべき法的な地位及び義務を負うかという観点から、個別具体的に判断すべきものと考えております。

この基準に照らし、位高力氏は、コンヴァノ社の取締役会の構成員として本解除を同社の利益のために決定すべき法的な地位を有することから、特別の利害関係を有する取締役に該当する一方、3氏は、本解除の当事者又は受益者ではなく、本解除に係る交渉及び合意においてコンヴァノ社を代表し又は代理する立場になく、同社の取締役会の構成員として同社の意思決定に議決権をもって参加する立場にもないことから、特別の利害関係を有する取締役には該当しないものと判断いたしました。また、3氏はコンヴァノ社の使用人として同社の指揮命令に服しますが、当該指揮命令は同社の使用人としての職務の範囲に限られ、当社の取締役としての職務執行には及ばず、3氏は、当社との委任関係に基づき、当社に対する善管注意義務及び忠実義務に従って議決権を行使する義務を負っております。なお、弓削田浩主氏は、3氏が本解除によってコンヴァノ社から報酬、人事評価その他の個人的な利益を受けるものではないことを確認しております。そのうえで、当社は、位高力氏を本解除に係る審議及び決議から除外するとともに、本指針に従い、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議し、下記(3)に記載のとおりコンヴァノ社と利害関係を有しない者の意見を入手することにより、本解除に係る決議の公正性を担保しております。本整理の妥当性に関する弓削田浩主氏の意見の概要は、下記(3)③に記載のとおりであります。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本解除の決議に先立ち、本指針に基づき、コンヴァノ社と利害関係を有しない当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏から、2026年10月22日付で、以下の①ないし③の理由により、本解除は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を入手しております。

- ① 目的の合理性：本ロックアップの第一の目的（2026年9月末日を基準日とする上場維持基準（時価総額基準）への適合）は達成され、第二の目的（増資直後の短期的な市場売却による当社株価への影響の抑制）も、払込期日から3か月以上が経過したことにより所期の役割を果たしたものと認められ、残存期間（2か月余り）について本ロックアップを存続させることにより得られる既存株主の皆様の保護は、コンヴァノ社の中長期保有方針（その遵守が、大量保有報告及び処分に係る報告義務による透明性の下で検証可能な状態に置かれていること）、インサイダー取引規制並びに同社自身の経済的利益の各事情に照らし限定的である一方、本ロックアップの存続は、流通株式比率の改善、当社株式の流動性の確保及び将来の資金調達に向けた環境整備という少数株主の皆様の利益に資する選択肢を実質的に制約する要因となっていること。また、本解除は2026年5月29日付開示における説明と実質的に整合しており、本解除により既存株主の皆様が被り得る不利益は、対象株式の一部の処分が可能となる時期が2か月余り早まることにとどまり、本解除は、既存株主の皆様に対して本ロックアップの期間満了後には生じない新たな不利益をもたらすものではないこと。以上から、本解除の目的には合理性が認められること。

② 条件の合理性及び相当性：本解除は、本ロックアップを解除するのみであり、その対価として当社に金銭の支払その他の負担が課されるものではなく、コンヴァノ社に対して、対象株式の処分が可能となること以外に別途の利益が供与されるものでもないこと、本引受契約そのものを解除するものではなく、本ロックアップ以外の本引受契約の規定（買増し禁止条項（当社の書面による事前の同意なくコンヴァノ社が当社の株式等を取得することを制限する条項をいいます。）及び払込期日から2年以内の処分に係る当社への報告義務に関する規定を含みます。）は本解除の対象ではなく本解除後も当初の期間にわたりその定めに従い効力を有すること、本解除に代わる選択肢（本ロックアップの期間満了を待つこと、処分の方法を限定した一部の解除、処分し得る数量に上限を設けた一部の解除及び処分の都度の個別の同意）はいずれも本解除に優るものではないこと、並びに担保設定及び貸付けは売却等と同様の効果を生じ得るものとして売却等と一体的に制限されていたものであり、売却等を認める一方でこれらのみを引き続き制限する実益は乏しいことから、担保設定及び貸付けを含めて本ロックアップの全部を解除する本解除の内容は本解除の目的（流通株式比率の改善、当社株式の流動性の確保及び将来の資金調達に向けた環境整備）を達成するために必要かつ相当な範囲を超えるものではなく、本解除の条件には合理性及び相当性が認められること。

③ 手続の公正性：本解除は当社からコンヴァノ社に対して申し入れたものであり、その理由とされる事実関係は当社の公表資料等の客観的な資料と整合していること、本解除に係る当社の意思決定に当たっては、独立社外取締役に対する必要な情報の提供が行われるとともに、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役1名（位高力氏）が本解除に向けたコンヴァノ社との交渉に従事しておらず、本解除に係る取締役会の審議及び決議にも参加しないこととされているなど、利益相反を回避するための措置が講じられていること。また、上記（2）に記載の本整理は、会社法第369条第2項の趣旨に即した基準を位高力氏及び3氏に一貫して適用したものであり、会社法の他の規定との体系的な整合性及び東京証券取引所の規則の枠組みにも合致しており妥当であって、本解除に際して3氏に本整理を当てはめることができない特段の事情も認められないこと（同氏は、3氏が本解除によってコンヴァノ社から報酬、人事評価その他の個人的な利益を受けるものではないことを確認しております。）。これらに加え、本指針に従い、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議が尽くされることにより、本解除に係る手続の公正性が担保されていると認められること。

また、弓削田浩主氏は、上記の意見において、当該意見が当社から提供を受けた資料及び説明が正確かつ完全であること並びにコンヴァノ社の保有方針に変更がないことを前提とするものであることを付言した上で、本解除後においても、当社取締役会がコンヴァノ社による対象株式の処分の状況を継続的に把握し、報告義務に基づく報告の内容が適時に公衆の縦覧に供されるよう、監査等委員として監視を行う旨を表明しております。

当社取締役会は、当該意見の内容を十分に尊重した上で、本解除を決議しております。

3. 今後の見通し

本解除自体が当社の業績に与える影響はありません。コンヴァノ社が払込期日から2年以内に対象株式の全部又は一部を処分した場合に直ちに当社へ書面により報告する義務（本引受契約第7条第3項及びコンヴァノ社が当社に差し入れた確約書に基づくもの）は、本解除後も存続いたします。処分が行われた場合には、当社は、コンヴァノ社からの報告に基づきその内容を東京証券取引所に報告し、当該報告内容は公衆の縦覧に供されます。当社取締役会は、本解除後、コンヴァノ社による対象株式の処分の状況を継続的に把握してまいります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>

アクセルマーク株式会社 経営管理部

メール：ir@axelmark.co.jp